

長崎市監査公表第 17 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 27 日

長崎市監査委員 小田 徹
同 三谷 利博
同 永尾 春文
同 山崎 猛

1 監査の種類

財政援助団体等監査（令和 6 年 2 月 15 日付 長崎市監査公表第 2 号）

2 監査の期間

令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 1 月 29 日まで

3 措置を講じた部局

区分	指定管理者名	公の施設	部局名	所属名
指摘	大成NOMON グループ	長崎のもざき 恐竜パーク	南総合事務所	地域福祉課
			文化観光部	観光政策課
			教育総務部	生涯学習企画課
				生涯学習施設課
意見	—	—	南総合事務所	地域福祉課
			教育総務部	生涯学習施設課
			総務部	行政体制整備室

※大成NOMONグループ（以下、「NOMONグループ」という。）

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
南総合事務所 地域福祉課 文化観光部 観光政策課 教育総務部 生涯学習企画課 生涯学習施設課	<p>(1) 長崎のもざき恐竜パーク</p> <p>ア 公印の押印について</p> <p>長崎市文書規程第30条において、同条第2項に掲げる文書（案内状等軽易な文書）以外は公印を押さなければならないと規定されているが、承認関係の通知について、市長及び教育長の公印が押されていない。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和6年度の事業計画書等の承認関係の通知について、市長及び教育長の公印を押印した。</p> <p>今後も長崎市文書規程等の関係規定に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
南総合事務所 地域福祉課 文化観光部 観光政策課 教育総務部 生涯学習企画課 生涯学習施設課	<p>イ モニタリングチェックシートの確認について</p> <p>モニタリング資料のうち「指定管理者制度における従業員の雇用形態及び給与状況に係る調査表」について、その根拠資料を確認していなかった。</p> <p>必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和6年4月に実施した「令和5年度に係るモニタリング」において、指定管理者に対し必要な書類の提出を指示するとともに、各施設の所管担当職員が雇用通知書、給与明細等の根拠資料を確認した。</p>
NOMON グループ 教育総務部 生涯学習企画課	<p>(2) 野母崎文化センター</p> <p>ア 第三者への業務委託に係る承認について</p> <p>第三者への業務委託について、協定書第22条に規定する教育委員会の承認を得ていないもの及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ないまま第三者へ委託していた業務があった。</p> <p>NOMONグループは、業務の一部を委託する場合はあらかじめ教育委員会の承認を得るとともに、再委託先を変更する場合は、変更承認を得られたい。</p> <p>また、生涯学習企画課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、協定書に定める手続きを遵守するよう指導を行った。</p> <p>また、チェックリストを作成し、毎月提出される施設管理報告書を基に確認を行い、再発防止に努めることとした。</p>

所属名	指摘	措置
教育総務部 生涯学習企画課	<p>イ モニタリングについて</p> <p>毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、教育委員会の承認を得ていない業務及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ていない業務があるにもかかわらず、評価は「普通」となっている。</p> <p>モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実に行い、適切に評価を行われたい。</p>	<p>令和6年4月に実施した「令和5年度に係るモニタリング」において、再委託先やその他確認事項についても書類、聴取、現地確認等を確実に行い、適切に評価を行った。</p>
NOMON グループ 教育総務部 生涯学習施設課	<p>(3) 恐竜博物館</p> <p>ア 第三者への業務委託に係る承認について</p> <p>第三者への業務委託について、協定書第22条に規定する教育委員会の承認を得ていないもの及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ないまま第三者へ委託していた業務があった。</p> <p>NOMONグループは、業務の一部を委託する場合はあらかじめ教育委員会の承認を得るとともに、再委託先を変更する場合は、変更承認を得られたい。</p> <p>また、生涯学習施設課においては、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、協定書に定める手続きを遵守するよう指導を行った。</p> <p>また、次年度事業計画提出時や新たに事業を行う際には、第三者委託予定の有無を確認するとともに、第三者委託先の変更について、月次報告や関係者会議で定期確認し、再発防止に努めることとした。</p>
NOMON グループ 教育総務部 生涯学習施設課	<p>イ 指定管理委託料での備品の購入について</p> <p>協定書第42条において、指定管理者は委託料により備品等を購入することはできないと規定されているが、複数の備品を購入していた。</p> <p>NOMONグループは、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>また、生涯学習施設課においては、適切に状況を把握されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、委託料により備品購入ができないことについて、協定書を確認しながら指導を行った。</p> <p>今後、指定管理者から提出される月次収支報告の内容確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
教育総務部 生涯学習施設課	<p>ウ 利用料金及び減免に係る承認について</p> <p>企画展示「長崎大恐竜展」における常設展示及び企画展示のセット券の利用料金及び常設展示の減免に係る承認申請について、指定管理者より承認申請が提出されたものの、承認手続き</p>	<p>指定管理者から申請書類が提出された際は速やかに文書収受処理を行う。</p> <p>また、本指摘事項の内容を課内で共有するとともに、承認手続き</p>

所属名	指摘	措置
	を行っていなかった。 適正な事務処理を行われたい。	の進捗状況を複数職員で管理することとし、再発防止に努める。
教育総務部 生涯学習施設課	エ 玄関の鳥害対策工事について 施設の整備、改修は、教育委員会の責任分担として協定書別紙5に規定しているが、玄関の鳥害対策工事を、修繕工事として指定管理者に行わせていた。 適正な事務処理を行われたい。	修繕と改修の違いについて、課内の業務実績や契約事務の手引き等を用いて理解を深めるとともに、協定書の内容確認を徹底し、再発防止に努めることとした。
教育総務部 生涯学習施設課	オ モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、教育委員会の承認を得ていない業務及び承認を得たものの、再委託先を変更したことによる変更承認を得ていない業務があるにもかかわらず、評価は「普通」となっている。 モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実に行い、適切に評価を行われたい。	令和6年4月に実施した「令和5年度に係るモニタリング」において、再委託先やその他確認事項についても書類、聴取、現地確認等を確実に行い、適切に評価を行った。

所属名	意見	措置
南総合事務所 地域福祉課	<p>(1) 指定管理委託料の使途について</p> <p>指定管理委託料の支出内容について、市に明確な基準がないため、不適切な支出とは言えないが、判断に苦慮する事案があった。</p> <p>収支決算書を確認する際、収支予算書に記載が無い支出科目については、指定管理者にその使途を確認するなど適切なモニタリングに努められたい。</p>	<p>令和6年5月10日に提出された「R5年度決算」においては、予算科目にない支出はないことを確認した。</p> <p>今後、同事例が発生した場合は、その都度、指定管理者へ確認を行うこととし、適正なモニタリングに努める。</p>
教育総務部 生涯学習施設課	<p>(2) 備品の帰属や利用者還元等について</p> <p>企画展示の予算及び利用者還元で、備品を購入しているが、これら備品の帰属や利用者還元の使途については、市に明確な基準がなく、また、協定書等にも明確に示されていない。</p> <p>また、指定管理期間満了時の利用料金余剰金及び利用者還元余剰金の取り扱いについても、市に明確な基準がなく、また、協定書等にも明確に示されていない。</p> <p>指定管理者と早急に協議のうえ、その取り扱いを決定されたい。</p>	<p>備品の帰属や利用者還元事業及び余剰金の取り扱いについて、指定管理者と覚書を締結した。今後は、覚書で定めた基準により運用を行う。</p>
総務部 行政体制整備室	<p>(3) 指定管理者制度について</p> <p>今回の監査結果においても、依然として協定書及び仕様書に対する各所属の理解不足やモニタリングが実質的に機能していないとの印象を受ける事例があった。</p> <p>また、日頃のモニタリングや指定管理者との意思疎通が不足していると思われる事例も見受けられた。</p> <p>これらは、指定管理者制度に対する職員の理解度の低下や意識の希薄化に起因するものと考えられる。</p> <p>指定管理者制度は、施設の管理権限を委任しているものであり、その責任は最終的に設置者である長崎市にあり、指定管理者の監視・監督を怠ると大きなリスクを見逃すことになりかねない。</p> <p>そのような事態を回避し、施設の効果をさらに高めていくためには、設置者・指定管理者がともに指定管理者制度の目的を理解したうえで、日頃から意思疎通を図り、必要に応じて協議を重ねていくことが重要である。</p> <p>特に、モニタリングについては、指定管理者が公の施設の設置目的を理解し、法令に基づく適正な管理運営体制のもとで、良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるものであることから、公の施設の設置者としての責任をしっかりと認識して制度の運用に取り組む必要がある。</p> <p>時代の変化やニーズを捉えながら、より具体的な解説を付記し</p>	<p>指定管理者制度導入施設所管課に対しては、これまで監査指摘事項の事例を踏まえた研修の実施や令和5年9月には「指定管理者制度に係る適切な運用について（通知）」を発出し、モニタリングの徹底について、注意喚起を行ってきた。</p> <p>しかし、未だに職員の認識不足や指定管理者との連携不足などによる不適切な事例があることから、引き続き、職員の知識や意識の向上を図るとともに、効果的なモニタリングを実施するため、年間を通じた研修を行うなどして、再発防止を図っていく。</p>

所属名	意見	措置
	た協定書（記載例）やモニタリング手法の具体的な事例の作成など指定管理者制度に関するマニュアルの見直しを行うことで、本制度が適正かつ有効に機能するよう今後とも取り組まれたい。	